

|  | 多治見市市政基本条例【全42条】   | 岐阜市住民自治基本条例【全18条】  | 輪之内町まちづくり基本条例【全23条】  | 垂井町まちづくり基本条例【28条】  |
|--|--|--|--|--|
| 1 前文<br>条例制定の由来や背景、自治(まちづくり)の方向性や基本原理、制定者の決意などを述べる | 私たちは、基本的人権が尊重され、平和のうちに安心して心豊かに暮らせるまちづくりを目指します。<br>(市民の信託による市の設置、市民参加による市政の運営など)<br>…市政の基本的な原則と制度や運用の指針や市民の役割を求め多治見市の最高法規として、ここにこの条例を制定します。 | 日本のほぼ真ん中に位置し、古来、美濃を制するものは…。<br>(市民が主権者であることの明示、市民の市政参加、協働のまちづくりの推進など)<br>一人ひとりの人権が尊重され、誰もが郷土への誇りを胸に抱き…市民の福祉向上と持続可能なまちづくりを気づくため、私たちは今、ここに岐阜市住民自治基本条例を制定します。 | 輪之内町は、濃尾平野の南西に位置し…。<br>(町民の主体者意識、協働社会の構築の必要性など)<br>…安心して日々暮らせる『住んでいてよかった、これからもずっと住み続けたいと実感できるまち』をつくるため、ここに輪之内町まちづくり基本条例を制定します。 | 私たちのまち垂井町は、古くから交通の要衝として…。<br>(住民一人一人がまちづくりの主役、住民、議会、行政の協働の必要性など)<br>…すべての住民が、「このまちに出会えてよかった。」と思えるような、幸福度の高い、自主自律した協働のまちづくりの実現に向けて取り組むことを決意し、ここにこの条例を制定します。 |
| 2 基本的事項<br>・ 目的                                    | 【1条】<br>・ 市政の基本的な原則と制度<br>・ 市民と市の役割<br>⇒ 市民自治の確立を図る  | 【1条】<br>・ 住民自治の基本理念を明らかにする<br>・ 市民の権利と役割<br>・ 市の責務、市政運営の原則、市民参加の制度<br>⇒ 自治の進展、個性豊かで活力に満ちた自立する都市の実現する   | 【1条】<br>・ まちづくりの基本的事項<br>・ 町民、議会、町の権利や責務<br>・ 協働して取り組む仕組み<br>⇒ 自治の実現を図る  | 【1条】<br>・ 自治の基本理念と基本原則<br>・ 住民、議会、行政の役割と責務<br>⇒ 自主自律した協働のまちづくりを推進する  |
| ・ この条例の位置づけ  | 【41条】<br>市の最高法規  | 【3条】<br>他の条例、規則等の制定改廃は、この条例の趣旨に基づいて行う  | 【22条】<br>まちづくりを推進するうえにおいて、基礎となるべきもの  | 【27条】<br>町における自治についての最高規範  |
| ・ 基本となる用語  | 【2～5条】<br>市民主権、選挙、市の役割、連携協力などの基本的事項を規定   | 【2条】<br>市民、市、まちづくり、市政、参画、協働、住民自治、公共の8つについて定義   | 【2条】<br>町民、町、議会、まちづくり、参画、協働、コミュニティの7つについて定義  | 【2条】<br>住民、行政、まちづくり、協働の4つについて定義  |
| ・ まちづくりの主体   | (個別に規定)  | (個別に規定)  | (個別に規定)  | (個別に規定)  |
| 3 まちのあるべき姿   | (前文参照)   | (前文参照)   | (前文参照)   | (前文参照)   |
| 4 市民の権利・責務   | 【16、17、18条】権利<br>市政を知る権利、市政に参加する権利<br>【6、7条】責務<br>権利の相互尊重、条例などの遵守、市政の運営ための費用の負担など  | 【6条】権利と役割<br>市政を知る権利、まちづくりへの参加の権利、まちづくりを学ぶ権利<br>権利の相互尊重、住民自治への寄与   | 【5、7条】権利<br>情報を受ける権利、まちづくりに参画する権利<br>【8条】責務<br>まちづくり参加の際の発言と行動の責任  | 【7条】権利<br>情報を知る権利、自主的な活動・まちづくりの参加への権利<br>【8条】責務<br>お互いの尊重・協力、まちづくり参加の際の発言と行動の責任、調整の認識の努力   |
| 5 まちづくりの基本原則<br>・ 市民自治                             | 【2条】<br>市民は市政の主権者  | 【4条】<br>市民はまちづくりの主権者   | 【3条】<br>住民はまちづくりの主体者<br>議会や行政と役割を分担し、相互に補完し協力しながらまちづくりを行う  | 【3条】<br>住民はまちづくりの主権者<br>議会や行政とともに地域特性を尊重した協働のまちづくりを基本とする自治を確立  |
| ・ 情報   | 【16、17条】<br>住民の権利とともに、市の情報の共有を規定   | 【5条(3号)】<br>基本原則の中で情報の共有を規定  | 【4条】情報の共有  | 【4条】情報の共有  |
| ・ 参加   | (【18条】)  | 【5条(1号)】<br>基本原則の中で市民の参加を規定  | (【7条】)   | 【5条】住民参加の推進  |
| ・ 協働、連帯  | 【5条】<br>市民と市との連携協力によるより良い地域社会の形成   | 【5条(2号)、14条】<br>基本原則の中で協働を規定<br>14条でも協働の推進の市長の役割の規定あり  |  | 【6条】<br>協働によるまちづくりの取り組み  |
| 6 まちを創造する仕組み<br>・ 情報公開                             | (【16、17条】)   |  | (【5条】)   | 【16条】情報公開・提供   |

|                               | 多治見市市政基本条例[全42条]  | 岐阜市住民自治基本条例[全18条]   | 輪之内町まちづくり基本条例[全23条]   | 垂井町まちづくり基本条例[28条]   |
|-------------------------------|---|---|---|---|
| ・ 参加制度                        | 【19条】<br>総合計画、重要な条例など、事業の選択・実施などについての審議会の委員の公募  | 【12条】パブリックコメント制度<br>【13条】審議会委員の公募制度<br>【17条】住民自治推進審議会の設置        | 【11条4項】<br>・審議会委員の公募制度<br>・パブリックコメント制度<br>・意向調査<br>【15条】総合計画への住民の参画   | 【18条】審議会委員の公募制度<br>【19条】計画や条例などに対する意見聴取<br>【25条】まちづくり審議会の設置   |
| ・ 協働のしくみ                      |   | 【15条】まちづくりに関する協議会の設置<br>【16条】市の協働を促進させるための支援機能の充実               | 【14条】町のコミュニティ活動への支援   | 【23条】まちづくりセンターの設置<br>【24条】まちづくり協議会の設置   |
| ・ その他                         | 【20条】総合計画の策定<br>【21条】制度の活用と改善<br>【22条】説明責任<br>【23条】政策評価の実施<br>【24条】行政改革大綱の策定<br>【29条】行政手続きの透明性<br>【30条】独自の是正請求制度<br>【31条】個人情報の保護  |   | 【6条】個人情報の保護<br>【15条】計画の策定<br>【18条】行政評価の実施   | 【13条】総合計画の策定<br>【17条】個人情報の保護<br>【20条】行政評価の実施<br>【21条】行政手続の透明性向上   |
| 7 市民のための行政<br>・ 首長、職員、財政、法務など | 【11条】市長<br>市民の信託に対する責任を果たす<br>【12条】行政委員会<br>職務の誠実な管理と執行<br>【13条】組織機構<br>総合的・簡素、効率的、機動的な編制<br>【14条】職員<br>市民の信託に応えるための誠実かつ公正な職務の執行<br>【25条】財務原則<br>財政計画、予算編成などの分かりやすい公表、政策目的実現のための効果的で合理的な予算の執行<br>【27条】法務原則<br>この条例を最高規範とする法体系の整備、市民に分かりやすい条例などの整備、自治立法の積極的な実施、要綱等の公表<br>【28条】法令遵守 | 【8条】執行機関<br>総合行政の推進、政策立案・施行の過程の透明性の確保・説明責任、市民参画制度の整備、生涯学習の機会の充実 | 【11条】町<br>住民の参画機会の確保、幅広い意見聴取、協働の仕組みの確立<br>【12条】町長<br>まちづくり施策の調整・指揮監督、職員の人材育成<br>【13条】職員<br>公正・効率的職務の遂行、まちづくりの基本理念に沿った職務の遂行<br>【16条】予算編成・執行<br>予算の編成・執行の分かりやすい公表・説明、行政評価を踏まえた財政の仕組みの確立<br>【17条】財政状況の公表 | 【10条】行政<br>自主的で総合的な判断と責任による町政の執行、効率的・効果的な運営、住民の意思を反映したまちづくりの実施<br>【11条】町長<br>公正・誠実な町政の運営、職員の育成・効率的な組織体制の整備<br>【12条】職員<br>公正・適正な職務の遂行、自己の職務能力の向上 |
| 8 市民のための議会                    | 【9条】<br>市民の信託に対する責任を果たす、議員間の自由な討論の重視、市民参加の拡充の努力、議員活動と立法活動の努力  | 【9条】<br>市民の意見の反映、市政に対する監視機能・政策立案機能を果たす                          | 【10条】<br>町政の監視・牽制機能、町政の点検・改善の提案、情報の公開・開かれた議会のための努力  | 【10条】<br>町の施策の中長期的な視点での審議・決定<br>住民の意思の反映、情報の分かりやすい提供  |
| 9 市民、市民活動団体                   |   | 【7条】コミュニティ活動<br>【15条】<br>コミュニティ活動を支援するまちづくりに関する協議会の設置           | 【9条】コミュニティ活動  | 【22条】コミュニティ活動   |
| 10 国その他の機関との連携                | 【34条】<br>政府としての多治見市の国や他の自治体と対等な立場での連携協力   |   | 【20条】近隣の自治体との連携<br>【21条】国やその他の機関との広域連携  |   |
| 11 実効性の確保                     |   |   | 【22条】他の条例などとの本条例との整合性の確保<br>【23条】この条例の目的が達成できているかの検証  | 【28条】社会情勢に適合しているかの検証  |
| 住民投票など                        | 住民投票の規定あり<br>その他、多文化共生社会の実現や危機管理について独自の規定あり   | 住民投票の規定あり   | 住民投票の規定あり   | 住民投票の規定あり   |